

佐賀大学医学部学科長に関する規程

(平成16年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人佐賀大学規則第28条第4項の規定に基づき、佐賀大学医学部学科長（以下「学科長」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 佐賀大学医学部医学科及び看護学科に学科長を置く。

(職務)

第3条 学科長は、次の各号に掲げる職務を行う。

(1) 学科の運営に関する校務を掌理し、他学科等との連絡調整に当たること。

(2) その他当該学科の運営に関し、医学部長が必要と認めること。

(選考の方法)

第4条 学科長の選考は、医学部長の推薦に基づき、学長が行う。

2 前項に掲げる推薦を行うため、当該学科会議を構成する教授の中から、医学部長が教授会の議を経て、学科長候補者を選出するものとする。

(選考の時期)

第5条 学科長の選考は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。

(1) 学科長の任期が満了するとき。

(2) 学科長が辞任を申し出たとき。

(3) 学科長が欠員になったとき

(任期)

第6条 学科長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、前条第1項第2号又は第3号に該当する場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、学科長に関し必要な事項は教授会の議を経て、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規程施行前に、佐賀大学医学部学科長に関する規程(平成15年10月1日制定)に基づき、平成16年4月1日に学科長に任命されるものとして選考された者は、この規程により選考されたものとする。